

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	身体障がい者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は身体障がい者手帳に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障がい者手帳に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき身体障がい者手帳に関する事務を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①身体障がい者手帳交付の申請受理、申請書類確認 ②受理した申請書類の愛知県への進達 ③愛知県が発行した手帳の申請者への交付 ④手帳の記載変更、再交付、返還
③システムの名称	総合福祉システム、自立支援システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障がい者手帳所有者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の11の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 情報照会なし 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の10、14、16、16の2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 【20__身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報】
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みよし市総務部総務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 0561-32-8000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みよし市福祉部福祉課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 0561-32-8010

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	健康福祉部福祉課	福祉部福祉課	事後	
平成28年4月2日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部福祉課	福祉部福祉課	事後	
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	加藤 清二	海堀 崇	事後	
平成31年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉課長 海堀 崇	福祉課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規作成	事後	
令和3年9月1日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②引用法令の号	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目(1)及び(2)の計数時点	平成27年9月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項	【情報照会の根拠】 情報照会なし 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の10、14、16、16の2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85 の2、106、108、116の項 【20__身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報】	事後	